

認定制度の概要

1. 経緯

- 国において、循環型社会形成推進基本法（2000年）、容器包装リサイクル法（2000年）などの各種リサイクル法の制定が進む。
- 都道府県においてもリサイクル推進への動きが活発化し、それ以降、47都道府県のうち40道府県で認定制度化（令和3年実績）

2. 目的

- 循環資源の循環的な利用の促進
- 循環型社会の形成に寄与する事業を営むリサイクル事業者の育成

3. 概要

- 認定対象となる製品
 - ・ 府内で発生する循環資源を使用し、国内で製造する製品
 - ・ 国内で発生する循環資源を使用し、府内で製造する製品
- 認定期間 3年間 ■ 認定手数料 18,000円

4. 認定等の現況

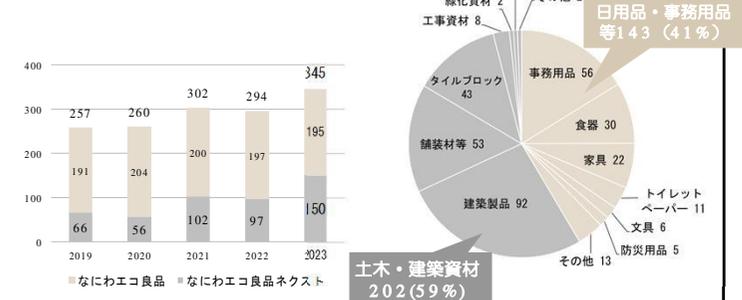


図1 認定製品数の推移

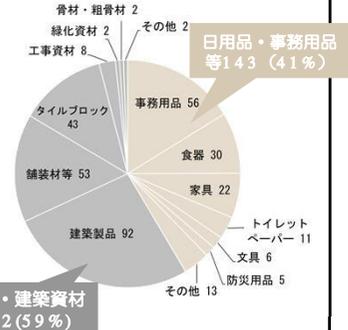


図2 認定製品の内訳 (2023年度末時点)

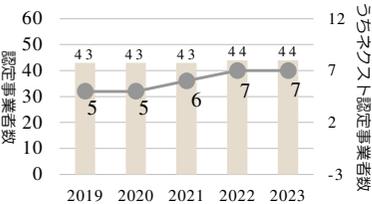


図3 認定製品数の推移



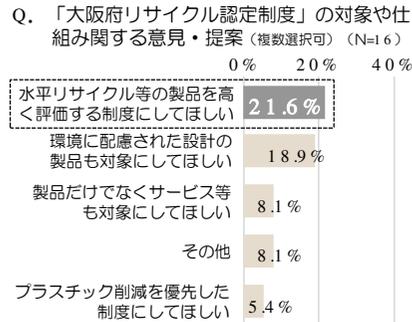
認定マーク

【参考：他府県の制度との比較】

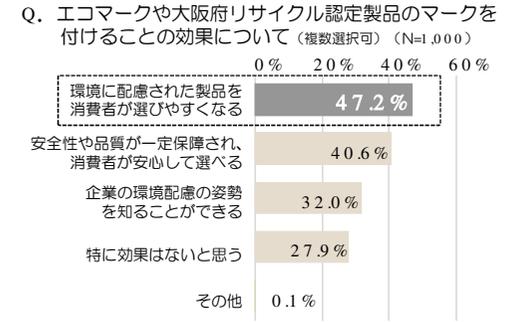
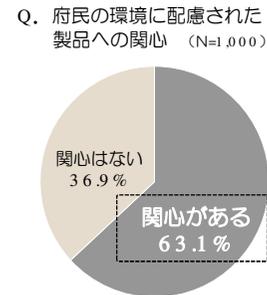
- 認定数 ※大阪府は全国第5位（令和4年度時点）
 - ・ 愛知県（1356資材）、広島県（445製品）、岡山県（385製品）、青森県（364製品）、大阪府（294製品）
- 手数料 ※府を含めて3府県で徴収
 - ・ 大阪府（18,000円）茨城県（新規：20,130円、更新：14,300円）、沖縄県（新規：48,400円、更新：33,000円）

事業者、府民の意識・国や産業界の動き

1. 事業者の意向等

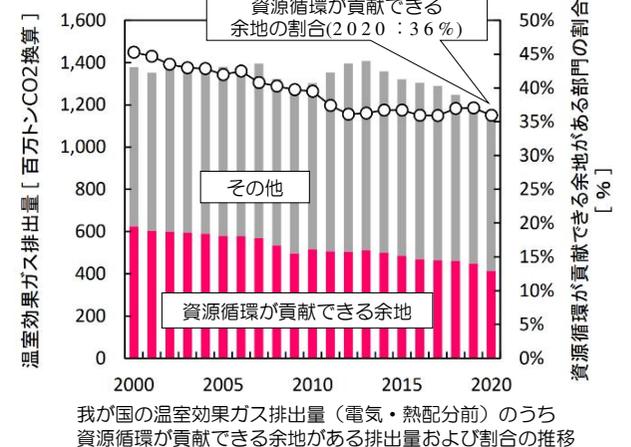


2. 府民意識



3. 国や産業界の動き

- ・ 国では、「プラスチック資源循環法」、「第5次循環型社会形成推進計画（R6年度策定予定）」において、循環経済（サーキュラーエコノミー）への将来的な移行を踏まえ、製品の製造から廃棄物処理・リサイクルまでを含む静動脈産業連携の一層の促進を求めている。
- ・ 国が策定した「循環経済工程表（2022年9月）」では、国内の温室効果ガスの排出量のうち、資源循環分野が貢献できる余地がある排出量の割合は約36%と試算されており、サーキュラーエコノミーへの移行がカーボンニュートラルの実現に資する重要な取組であることが示されている。
- ・ 産業界においても、大手企業を中心に、脱炭素に向けたサーキュラーエコノミーへの移行を見据えた取組みがみられる。



4. 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現

- ・ 本ビジョンの目標達成に向け、大阪府・大阪市が共同でプラスチックによる河川や海洋汚染の防止に率先して取り組むため、数値目標や具体的な施策等を含めた「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画を策定（2021年3月）。
- ・ 住民、事業者、NPO等の団体、周辺自治体など幅広い関係者とのパートナーシップのもと、海洋プラスチックごみの削減のための様々な施策を展開することにより、経済・社会・環境の三側面の統合的向上に取り組んでいる。

認定制度の見直しの必要・方向性

- ・ 循環資源の持続的な利用や、「カーボンニュートラル」「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現など、社会の動きにも対応した、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進される制度となるよう、見直しを行う。

スケジュール（案）

- ・ 令和6年7月頃：環境審議会に諮問 ⇒ リサイクル製品認定部会において審議・検討（計4回）
- ・ 令和7年7月頃：環境審議会から答申 ⇒ 認定要領の改訂、新制度での認定手続き開始